

【必要書類】

提出(提示)書類	運 転 区 分		障がい者の方本人 が運転する場合	生計を一にする方 が運転する場合	常時介護する方 が運転する場合
	身体障がい者の方	知的障がい者の方			
① 減免申請書(第102号の11様式 申請窓口に備え付けてあります) 申請書の「自動車の使用目的欄」へ記載する、定期的に通院等している 施設名及び、利用頻度(週または月)を記した書面(任意様式)			◎	◎	◎
② 障がい者の方であることを証する書面(原本)	身体障がい者の方	知的障がい者の方	○	○	○
身体障がい者の方	身体障害者手帳				
戦傷病者の方	戦傷病者手帳		○	○	○
知的障がい者の方	療育手帳			●	●
精神障がい者の方	精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証(精神通院)			●	●
③ 運転免許証(原本又は両面の写し)			●	●	●
④ 自動車検査証(原本又は写し)			●	●	●
⑤ 世帯全員の名前が記載された住民票(住民票謄本の原本) (交付日から3ヶ月以内のもの) ※戸籍謄本ではないので注意				◎	
⑥ 印鑑(認印可、ただしインク補充印は不可)			○	○	○
⑦ 常時介護証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)					◎
⑧ 既減免車が移転登録又は抹消登録済みであることを証する書類 (既減免車の自動車検査証又は登録事項等証明書等)			△	△	△

- (1) 表中の「◎」印は提出していただく書類、「○」又は「●」印は提示(持参)していただく書類を示します。
(「●」は書類として有効な期限の定めがあるため、期限内のものに限ります。)
「△」印は、年度の途中に減免車を買替へにより、新たに取得した自動車を減免申請する場合に必要な場合があります。その他必要に応じて上記以外の書類を提出又は提示していただく場合があります。
- (2) 上表⑤の「世帯全員の名前が記載された住民票(住民票謄本)」は、生計同一であることを確認するため、障がい者の方と運転者及び所有者がすべて記載されていること(同一世帯となっていること)が必要です。
なお、「世帯全員の住民票」で生計同一であることが確認できない場合は、福祉事務所等で「生計同一証明書」が交付された場合に限り「生計同一証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)」の提出をもって「世帯全員の住民票」の提出に代えることができます。
- (3) 「生計同一証明書」及び「常時介護証明書」の交付先 (交付手続きについては、下記の担当課へお尋ねください。)
 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方 市福祉事務所又は町村役場の福祉担当課
 戦傷病者手帳をお持ちの方 県庁健康福祉部地域福祉国保課
 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 県保健所(岐阜市の方は市保健所)